



木林木の譚

もりきの はなし
二十世紀の森づくりシリーズ 94

十月の木の花

キンモクセイ。キンモクセイの花は、現在町の指定木にされている。佐谷十一面観音堂のものを紹介したことがあります。



筆者の家の前にキンモクセイの木があり、十月の初旬に花を付けます。もくせい科の木で原産地は中国です。

な花ではないでしょうか。また大きな季節の指標になるものと思われまふ。花の香りとして漂ってくる香りは、そう多くはありません。私たちは花の紹介として、主に視覚的な感覚でとらえて紹介することがほとんどです。この中で、キンモクセイは嗅覚としてとらえられる木の一つです。花の色については、私はヤマブキより、むしろキンモクセイの花の色のほうが金色的感じがします。実際の金色より、やや赤みを帯びているように見えますが、何か金色としてリアルな感じがします。

夏の暑さが終わり、秋の気配が強くなる十月に、どこからともなく香りが漂ってくる。自然にこの季節が来たことを感じさせられます。

珍しい木・想い出の木・不思議な木・植物好き・花好きなどに木にまつわるおもしろい話を教えてください。

連絡先 歴史民俗資料館
☎ 932・6312

(高)

楽しい考古学 番外編

須恵村図書館

町立図書館は、今年、開館10周年を迎えました。今から約80年前の須恵村図書館の資料が歴史民俗資料館にあります。写真の資料は、巡回図書館の木箱です。写真左のものは、正面と側面に「須恵村図書館巡回文庫第五号」「昭和二年七月求之」写真右のものは、正面に「須恵村立図書館巡回文庫第十二号」と書いています。



図書巡回箱

後者の扉の内面に、本のリストが貼ってあります。『防空読本』『学へドイツ国民生活』などがあることから、戦時中にも巡回文庫が使用されていたようです。昭和10年に刊行された「須恵村勢要覧」によると、図書館主催で12月には読書週間を、2月には読書一を各公会堂で行なっていたようです。

巡回箱の使用方法ですが、木箱の中に本を詰めると大変重たいものと思われまふ。箱の両側に付いている取手に天秤棒を通して村内各地の公会堂に運ばれた光景が浮かびまふ。

使用法に関してはあくまで筆者の推測です。須恵村図書館および巡回文庫について、ご存知の方は教えて頂ければ幸いです。

連絡先 歴史民俗資料館
☎ 932・6312(山下まで)

シリーズ「なるほど共育」

第4回 ゴミ不法投棄・放置車両の現状

今回は、ゴミの不法投棄と放置車両について、本町での現状を紹介したいと思います。いずれも、町(保健環境課)としては、頭を抱える問題となっております。ゴミ不法投棄の回数、量は、年々増加傾向にあり、原因として、『ゴミの処理費の負担が大きい』『ゴミ処理の手間が

かかる』などが、考えられます。適正なゴミ処理を行い、町の処理費用を増加させないためには、『自分たちの生活からできる』ことは責任をもって、廃棄する

ことが、必要かつ最低のルールとなっております。『が、ほんの一部の人により、そのルールはやぶられ、写真のようになっ



別表

不法投棄ゴミの中で多いもの	
自転車	洗濯機
瓦・ブロック等	タイヤ
テレビ	パソコン
冷蔵庫	家具
エアコン	家庭ゴミ

須恵町における年間不法投棄ゴミ量 (町が処理を行ったゴミ)	
平成15年度	39,210kg
平成16年度	45,530kg
町民1人当たりの年間ゴミ排出量 (平成16年度).....約265kg	
平成15年度: 約148倍	平成16年度: 約172倍

ているのが現状です。不法投棄箇所は、車などがあまり通らない人目につきにくい場所や工業団地などに限られ、時間帯も深夜・早朝に限られています。

不法投棄のゴミの種類は、別表のように様々ですが、大きなものは、町外から、業者の手により持ち込まれるものもあり、引越の際に、家具から家電品まで、一式捨てられることもありまふ。また、このようなゴミだけではなく、家庭ゴミ【可燃ゴミ・残飯・空き缶・ペットボトルなど】が、道路や水路、公共施設などに捨てられる、いわゆる『ポイ捨て!』も、不法投棄量に占める割合が多くなつてい

放置車両

不法投棄のゴミの中でも、ひととき大きなものが、自動車(放置車両)です。不用意に乗り捨てられ所有者がわからないものは、別表のように、町が処理を行なっており、これについても年々増加しています。

また、所有者が分からないものでも、放置車両は簡単に処分できません。廃棄するためには、一定の告示期間を必要とするため早急に処理できず、その期間に他のゴミまでが、大量に集まってしまうと、余計に処理費や処理労力がかさんでいるのが現状となっております。

別表

放置車両撤去台数	
平成15年度	5台
平成16年度	6台
平成17年度(8月31日現在)	3台



『不法投棄の現場を見た!』『投棄ゴミを見つけた!』そんなときは、役場保健環境課へ!

『車両の放置現場を見た!』『放置車両を見つけた!』そんなときは、役場総務課へ! ご連絡お願いいたします。

☎ 932-1151